

東京都保健医療計画の改定について

国の指針に示されている目指すべき方向

(1) 子どもの健康を守るために、家族を支援する体制

- ① 急病時の対応等について健康相談・支援を実施可能な体制
- ② 慢性疾患児や障害児、心の問題のある児の家族に対する精神的サポート等を実施する体制
- ③ 家族による救急蘇生法等、不慮の事故や急病への対応が可能な体制

(2) 小児患者に対し、その症状に応じた対応が可能な体制

- ① 地域において、初期救急も含め一般的な小児医療を実施する体制
- ② 二次医療圏において、拠点となる病院が、専門医療又は入院を要する小児救急医療を提供する体制
- ③ 三次医療圏において、高度な専門医療又は重篤な小児患者に対する救命医療を提供する体制

(3) 地域の小児医療が確保される体制

- ① 医療資源の集約化・重点化の実施により、小児専門医療を担う病院が確保される体制
- ② 小児医療に係る医師の確保が著しく困難な地域については、医療の連携の構築を図ることで、全体で対応できる体制

(4) 療養・療育支援が可能な体制

小児病棟やNICU、PICU等で療養中の重症心身障害児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、介護及び福祉サービスが相互に連携した支援を実施

東京都保健医療計画改定に伴う会議スケジュール

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	医療審議会											諮問・答申
	保健医療計画推進協議会			△第1回 (23年度の実績報告等)			△第2回 (骨子案報告)		△第3回 (計画素案最終報告)			
	改定部会	●第4回 (4/24)		●第5回 (6/22)	●第6・7回 (7/9・12)	●第8回 (7/27)		●第9回 (計画素案提示)	●第10回 (計画素案提示)			
			【5疾病5事業・在宅の11項目を個別検討】								←関係機関への意見照会 ・パブリックコメントの実施	

1 現状及びこれまでの取組状況

1 小児救急医療体制の確保

- ・平日夜間の小児初期救急医療体制を確保するため、小児初期救急平日夜間診療事業補助事業を実施(補助の相手:区市町村)
- ・休日及び全夜間における小児科の救急患者に対する治療を確保するため、休日・全夜間診療事業(小児科)を実施
- ・小児医療資源が減少している状況において、既存の医療資源を活用し、一次から三次の小児医療を効率的・効果的に提供するため、小児医療ネットワークモデル事業を実施
- ・都における小児医療提供体制について検討・協議を行う場として、小児医療協議会を設置

2 こども救命センターの機能確保

- ・小児重篤患者を迅速に受け入れ、救命治療を速やかに行うこども救命センターの創設

3 小児救急に係る普及啓発の推進

- ・保護者へ子供の病気に関する基礎的知識等の情報提供など普及啓発事業を行う区市町村に対し、補助事業を実施
- ・都民向け小児科医師等による講演会の開催(小児医療普及啓発事業)
- ・小児救急に関する初期段階での安心の確保を目的とした電話相談事業の実施

2 課題

1 小児救急医療体制の確保

- ・小児初期救急診療及び休日・全夜間診療体制が十分に確保されていない。

2 こども救命センターの機能確保

- ・こども救命センターからの退院・転院先確保の促進
- ・「こども救命センター」事業のより一層の周知

3 小児救急に係る普及啓発の推進

- ・小児救急医療に係る更なる普及啓発の必要性

3 施策の方向

○ 小児救急医療体制の確保

- ・地域における小児医療実施体制の充実・強化を図る。

○ こども救命センターの機能確保

- ・小児重症症例に対し迅速かつ適切な救命措置を行うための体制確保を図る。
- ・症状に応じた適切な医療提供体制を確保するため、小児医療連携ネットワーク構築を図る。

○ 小児救急に係る普及啓発の推進

- ・家庭での適切な対応を支援するための体制確保(普及啓発及び相談体制)